

■法人市民税の税率改正について

平成28年度税制改正により、地域間の財源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため法人市民税法人税割の税率の引き下げが行われることになりました。

この改正を踏まえて、安曇野市の法人市民税法人税割の税率は次のとおりとなります。

■適用開始時期

令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

（※平成28年度税制改正では、平成29年4月1日施行予定でしたが、消費税引き上げ時期の変更に伴う税制上の措置により、「令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用」に延期されました。）

■税制改正の内容（法人税割の税率）

納税義務者	※ 参 考 ※ 平成26年9月30日以前に開始した事業年度	平成26年10月1日～ 令和元年9月30日までに開始した事業年度	改正後 (令和元年10月1日以後に開始する事業年度)
資本金等の額が1億円未満の法人	13.9パーセント	11.3パーセント	7.6パーセント
資本金等の額が1億円以上の法人	14.7パーセント (制限税率)	12.1パーセント (制限税率)	8.4パーセント (制限税率)

《改正のイメージ》

改正前	法人市民税 (均等割)	法人市民税（法人税割） 税率12.1（11.3）%	
改正後	法人市民税 (均等割)	法人市民税（法人税割） 税率8.4（7.6）%	地方法人税 (国税)

※法人市民税の税率引き下げ相当分は、
地方法人税（国税）の税率が引き上げられます。

■予定申告における経過措置

法人市民税法人税割の税率改正に伴い、令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度に限り、予定申告にかかる法人税割額について、次のとおり経過措置が講じられます。

経過措置： 前事業年度の法人税割額 × 3.7 ÷ 前事業年度の月数
(通常は「前事業年度の法人税割額 × 6 ÷ 前事業年度の月数」です。)

《具体例》

1. 10月1日事業年度開始の法人の場合

(事業年度：平成30年10月1日～令和元年9月30日)

中間・予定申告 (令和元年5月末納期)	中間申告税率 12.1 (11.3) パーセント 予定申告税率 6/12 (経過措置適用なし)
確定申告 (令和元年11月末納期)	12.1 (11.3) パーセント (旧税率)

(事業年度：令和元年10月1日～令和2年9月30日)

中間・予定申告 (令和2年5月末納期)	中間申告税率 8.4 (7.6) パーセント (新税率) 予定申告税率 3.7/12 (経過措置税率適用)
確定申告 (令和2年11月末納期)	8.4 (7.6) パーセント (新税率)

(事業年度：令和2年10月1日～令和3年9月30日)

中間・予定申告 (令和3年5月末納期)	中間申告税率 8.4 (7.6) パーセント (新税率) 予定申告税率 6/12 (経過措置適用なし)
確定申告 (令和3年11月末納期)	8.4 (7.6) パーセント (新税率)

2. 4月1日事業年度開始の法人の場合

(事業年度：令和元年4月1日～令和2年3月31日)

中間・予定申告 (令和元年11月末納期)	中間申告税率 12.1 (11.3) パーセント 予定申告税率 6/12 (経過措置適用なし)
確定申告 (令和2年5月末納期)	12.1 (11.3) パーセント (旧税率)

(事業年度：令和2年4月1日～令和3年3月31日)

中間・予定申告 (令和2年11月末納期)	中間申告税率 8.4 (7.6) パーセント (新税率) 予定申告税率 3.7/12 (経過措置税率適用)
確定申告 (令和3年5月末納期)	8.4 (7.6) パーセント (新税率)

(事業年度：令和3年4月1日～令和4年3月31日)

中間・予定申告 (令和3年11月末納期)	中間申告税率 8.4 (7.6) パーセント (新税率) 予定申告税率 6/12 (経過措置適用なし)
確定申告 (令和4年5月末納期)	8.4 (7.6) パーセント (新税率)